

神戸交通労働組合駅務支部との交渉議事録

1. 日 時：令和8年1月16日（金） 10:00 ~ 10:50

2. 場 所：名谷業務ビル3階変電区会議室

3. 出席者：【当局】運輸課長、運輸係長

【組合】駅務支部長、他3名

4. 議 題：地下鉄隔勤勤務者の勤務時間の見直しについて

管区の勤務時間について

非センター駅の体制について

5. 発言内容：別紙のとおり

1 地下鉄隔勤勤務者の勤務時間の見直しについて

【当局】前回から引き続き、起床時間の見直しについて提案をさせていただきたい。提案を実施するにあたり、2点説明させていただく。まず1点目として、毎朝全駅で4時58分に実施している運転指令からの【線路閉鎖解除】の確認であるが、実施基準上全駅で線路閉鎖解除の連絡を受ける必要がないことの確認がとれたため、泊車駅3駅（西神中央駅、名谷駅、新神戸駅）と部分線路閉鎖実施時の連絡を受ける必要がある新長田駅合わせて4駅のみ実施を継続していただきたい。2点目として、シャッターの開扉時間の変更である。現状全駅5時10分に開扉していただいているが、お客様をホーム上で待たす時間が長くなってしまい、安全面も考慮し、シャッター開扉時間を5時15分に変更したい。以上2点を踏まえた上で、線路閉鎖解除の連絡を受ける必要がある4駅を除く駅に関しては、シャッター開扉時間を基準として、準備作業の実時間を差し引いた時間を起床時間とさせていただきたい。西神中央駅に関しては、1月5日の乗務付帯時分の変更に伴い起床時間を変更したが、今回は実時分に合わせた時分を計測の上、提案させていただく。

【組合】シャッターの開扉時間変更に関してはお客様への事前周知方法を含めて検討いただきたい。起床時間に関しては、持ち帰り検討する。

【当局】お客様への周知方法は検討する。

2 管区の勤務時間について

【当局】現在管区は2名体制で泊り勤務をしていただいているが、駅での勤務と違い仮眠環境【個室化】が整っており、作業ダイヤを精査したところ時差仮眠が可能と判断し、今回提案させていただく。

【組合】当次の連絡があった際に、駅係員からの連絡可能時間は6時から22時としている。また、振替輸送も6時から受けることになっているため、6時からは二人体制を引く必要があると考える。駅係員の人員数も車掌からの配置転換数が増加しているので、業務量は増加している。

【当局】朝の時間に関しては持ち帰り検討する。管区業務に関しては現在、駅へ移管している業務と駅係員が増加したことによる業務量の増加を勘案した上で、時差仮眠が可能と判断し、提案させていただいている。

【組合】仮眠環境が整っていることは理解しているので、提案については持ち帰り検討する。

3 非センター駅の体制について

【当局】管理運営事項のため、説明させていただく。委託駅直営化の人員体制については、

現行の委託駅の勤務体制を基本とするという説明をしているが、令和7年度中の県庁前駅に関して定数は2隔勤体制とするが、暫定的に助役1名、駅掌2名（過員1名）の体制としたい。

【組合】可能な限り職員の異動は少なくなるように検討いただきたい。今年度の過員に関しては、異なる職員が泊りに来るなど柔軟に検討していただきたい。

【当局】過員の取扱いに関しては持ち帰り検討する。